

海洋・港湾構造物維持管理士の資格更新制度【平成25年度版(対象者:資格有効期間が平成26年3月末までの方)】

平成25年5月

- 【資格更新スケジュール】
- ・資格更新申請期間:**平成25年10月1日(火)～12月末**

(平成25年12月末までに申請書類が提出されれば、資格が途切れること無く平成26年4月以降に資格が継続します。平成26年1月以降についても、更新申請を随時受け付けますが、資格者証の送付が4月以降になる可能性があります)
- 【CPD単位認定要領】
- ・本資格は5年毎に更新が必要で、下表の「Ⅰ 継続学習」、「Ⅱ 業務実績」、「Ⅲ 更新研修」に係る認定単位の合計が250単位以上あることを資格更新の条件とする。

・本資格取得技術者の能力向上と本資格の趣旨から、「Ⅰ 継続学習」及び「Ⅱ 業務実績(特に海洋・港湾構造物に関する業務実績)」により資格の更新に必要な認定単位を取得することが望ましい。

【 CPD単位認定要領表 】

認 定 項 目		認定単位		備 考
Ⅰ 継 続 学 習	a. 建設系CPD協議会参加団体等のCPDプログラムへの参加 以下の建設系CPD協議会参加団体はCPD単位を相互承認している。 いずれか一団体のCPDプログラムに登録し継続学習の証明を得ること。 ○公益社団法人 土木学会 ○公益社団法人 日本技術士会 ○一般社団法人 全国土木施工管理技士会 連合会 ○一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 ○公益社団法人 日本コンクリート工学協会 ○公益社 団法人 地盤工学会 ○一般社団法人 日本環境アセスメント協会 ○公益社団法人 農業農村工学会 ○ 公益社団法人 日本都市計画学会 ○公益社団法人 日本建築士会連合会 ○公益社団法人 空気調和・ 衛生工学会 ○公益社団法人 日本造園学会 ○土質・地質技術者生涯学習協議会(一般社団法人 全国地 質調査業協会連合会) ○一般社団法人 森林・自然環境技術者教育会 ○一般社団法人 全国測量設計業 協会連合会 ○一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会	①継続学習単位 ・いずれか一団体が証明するCPD単 位		・団体が発行するCPD記録(証明書)(「様式Ⅰーa」と呼ぶ)を提出すること(5年分を纏めて提出すること ができる)。 ・土木学会、建設コンサルタンツ協会などでは、会員外でもCPD記録の登録、確認等のサービスを受け られるので、できる限りこれらを利用すること。 ・証明期間が5年より短い団体もあるので、証明書の様式、証明期間など予め確認すること。
	b. 個人の申告(a以外の方、団体等に登録していない方) ・土木学会のCPD制度に準じて申告者が継続学習単位を計算し、申告する。 ・申告された継続学習単位を認定するかどうかは、資格認定機関が審査し、決定する。	①継続学習単位 「Ⅰーa」に準じたCPD単位	・5年間合計 の最大は 200単位とす る	・(様式Ⅰーb)継続学習経歴書を提出すること(1年毎)。 ・講習・研修の内容、出席の確認が出来る書類を添付すること。 ・審査費用として1年につき12,600円を徴収する。 ・同一年度で「Ⅰーa」と併用しての申請は認めない。 ・個人の申告は暫定的に設けるが将来的には廃止する。
	c. 海洋・港湾構造物維持管理士向けCPDプログラムへの参加 ・当センターまたは海洋・港湾構造物維持管理士会(以下、MEMPHIS会という)(共催を含む)が、海洋・港湾構造物 維持管理士資格制度講習・研修小委員会(以下、講習・研修小委員会という)の指導の下で、本資格者向けに行う CPDプログラムに限る。 ・専門性を鑑みて本資格の更新に限り、土木学会認定CPD単位(講演会等主催者が提示)の3倍(重みW=3.0)の 単位を付与する。	①継続学習単位 = Σ 重みW*土木学会認定CPD単位 ・本資格更新に限り、重みW=3.0		・(様式Ⅰーc)海洋・港湾構造物維持管理士向け継続学習記録を(5年分纏めて)提出すること。 ・「様式Ⅰーa」で申請済みのプログラムは、重みW=1.0で申請しているので、残りの重みW=2.0を「様 式Ⅰーc」で申請できる。 ・事務局の記録と照合するので「様式Ⅰーc」についての審査費用は不要である。
Ⅱ 業 務 実 績	a. 海洋・港湾構造物に関する以下の業務実績(重みW=1.0) ・調査、計画、設計、施工に関する業務、及び、これらの監理・監督業務(発注者としての監理・監督業務 を含む) (注) 海洋・港湾構造物とは港湾の施設の技術上の基準、海岸保全施設の技術上の基準に基づき設計され る構造物、これらと同等の漁港構造物、及びこれら以外の海洋構造物でその形式・材料等がこれらの 構造物に類似するものである。	②業務実績単位 = Σ 重みW*従事期間(月)*5単位 ・従事業務は同時期の重複をカウントしない ・従事期間1ヶ月で5単位とする(6日で1単位) ・5年間合計の最大は200単位とする		・(様式Ⅱ)業務経歴書を提出すること。 ・申請時に継続中の契約業務は終了していなくても申請することができる。ただし、申請時の年度を越え ることは出来ない。 ・審査のため、提出された業務経歴書について、電話等での質問や、追加の資料(契約書類、施工計画 書、業務報告書、研究論文のコピーなど)の提出を求めることがある。
	b. 一般土木構造物に関する以下の業務実績(重みW=0.5) ・調査、計画、設計、施工に関する業務、及び、これらの業務の監理・監督(発注者としての監理・監督業務 を含む) (注) 一般土木構造物とはaに含まれる構造物を除き、土木の技術基準類に基づき設計される構造物である。			
Ⅲ 更 新 研 修	海洋・港湾構造物維持管理士としての5年間の活動(業務実績、自己学習等)について ・事前にレポート(4,000字程度)を提出する。 ・半日の研修を受講し、提出したレポートについて発表、討議する。 ・レポートおよび発表・討議の内容を総合評価して、更新研修単位を認定する。	③更新研修単位 ・レポートと研修を併せて50単位とする		・更新研修受講料として10,500円を徴収する。 ・更新研修は更新申請年度に受講することができる。 ・更新研修は平成25年度からの実施となる。
資格更新条件		①、②、③の合計が250単位以上		・更新手数料として10,500円を徴収する(「Ⅰーb」および「Ⅲ」と別途)

注1) ・虚偽の記載が判明した場合は、資格を剥奪するとともに再取得を認めない。

・青字の書類は当センターの「試験資格登録室」が様式を定める。

・建設系CPD協議会参加団体以外の団体でのCPDプログラムで申請を希望する方は、当センターの「試験資格登録室」に事前に相談すること。建設系CPD協議会参加団体のCPDプログラムと同等と認めれば、申請を許諾する。

・「Ⅰ 継続学習」に業務経験を登録する場合は、当該業務経験を「Ⅱ 業務実績」で重複して登録することはできない。

注2) ・資格更新期限の3ヶ月前までに申請し、審査を通れば継続して資格を付与する。

・資格更新期限の3ヶ月後まで申請は受理するが、審査・手続きが済むまで資格は途切れる。

・資格更新期限から3ヶ月を過ぎれば資格は失効する。

・更新期限から1年以内は再申請を受理するが、その場合は6年間で300単位以上を取得することが資格更新条件となる。
その際、再登録後の資格有効期間は4年間で、次回資格更新に必要な認定単位は4年間で200単位以上とする。